

台風通過時等における県営住宅・依頼工事の安全確認に関する取扱い

平成 18 年 2 月 28 日制定

台風が県内を通過又は近接（以下「通過等」という。）する際の県営住宅・依頼工事施設の安全確認については、本取扱いにより初期対応及び情報整理と被害報告を行うものとする。

その他の事由により発生した被害等についても、本取扱いに定める連絡体制により、住宅営繕事務所から関係課へ速やかにその状況を報告するものとする。

なお、県内で大規模地震（震度 5 弱以上等）が発生した場合については、「県土整備局 地震時行動マニュアル」及び「大規模災害時における指定管理者業務実施要領」により対応する。

1 一般団地における安全確認

入居中の県営団地（以下「一般団地」という。）では、指定管理者が入居者からの通報に 24 時間対応できる体制を整えていることから、台風が通過等する際はこの体制を活用して一般団地における必要な措置及び安全確認を行うものとする。（フロー 1 参照）

（1）初期対応

- ア 住宅営繕事務所県営住宅部施設管理課（以下「施設管理課」という。）は、指定管理者や入居者等からの通報の対応にあたる。
- イ 施設管理課は、入居者等から直接通報を受けた場合には、その内容を指定管理者へ連絡する。
- ウ 指定管理者は、入居者等からの通報又は施設管理課からの連絡を受けた場合には、被害状況に応じて地域別の専門業者又は設備要員の出動を指示し、修繕等の対応を図る。
- エ 甚大な被害が生じた場合には、指定管理者は速やかに施設管理課へ報告し、連携をとりながら対応にあたる。

（2）情報整理と被害報告

- ア 指定管理者は、台風が去った後速やかに入居者等から通報のあった被害状況をとりまとめ、県土整備局公共住宅課（以下「公共住宅課」という。）及び施設管理課へ報告する。
- イ 施設管理課長は、収集・整理した被害状況を県営住宅部長へ速やかに報告する。
- ウ 県営住宅部長は、被害状況を住宅営繕事務所幹部及び公共住宅課副課

長へ速やかに(被害状況の把握が深夜に及ぶ場合には朝 8 時 00 分までに)報告する。

- エ その他甚大な災害及び事故等については、必要性を判断した上で県土整備局幹部へ報告する。

2 工事中団地における安全確認

建設工事(除却工事を含む。)又は造成工事を実施している県営住宅団地(以下「工事中団地」という。)では、工事請負約款第 26 条の規定において、「請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。」と定められていることから、工事の現場代理人は台風が通過等する前後に現場内及び周辺を巡回して必要な措置を講じるとともに、工事中団地の安全確認を行うものとする。(フロー 2 参照)

(1) 初期対応

- ア 工事中団地の現場代理人は、台風が通過等する前に、現場内の資材の飛散防止、仮囲い・ゲート等の強風対策及び現場内の大雨洪水対策を行うとともに、台風が去った後は現場内及び周辺の安全確認を行い、その結果を住宅営繕事務所県営住宅部住宅整備課(以下「住宅整備課」という。)へ報告する。
- イ 住宅整備課は、工事中団地の現場代理人や近隣住民等からの通報の対応にあたる。
- ウ 住宅整備課は、近隣住民等から直接通報を受けた場合には、その内容を当該工事中団地の現場代理人へ連絡する。
- エ 現場代理人は、近隣住民等からの通報又は住宅整備課からの連絡を受けた場合には、被害状況に応じて必要な修繕等の対応を図る。
- オ 甚大な被害が生じた場合には、現場代理人は速やかに住宅整備課へ報告し、連携をとりながら対応にあたる。

(2) 情報整理と被害報告

- ア 現場代理人は、台風が去った後速やかに工事中団地の被害状況をとりまとめ、住宅整備課へ報告する。
- イ 住宅整備課長は、速やかに全ての工事中団地の被害状況をとりまとめ、県営住宅部長へ報告する。
- ウ 県営住宅部長は、被害状況を住宅営繕事務所幹部及び公共住宅課副課長へ速やかに(被害状況の把握が深夜に及ぶ場合は朝 8 時 00 分までに)報告する。
- エ その他甚大な災害や事故等については、必要性を判断した上で県土整

備局幹部へ報告する。

3 依頼工事施設における安全確認

建設工事(除却工事を含む。)又は造成工事を実施している依頼工事施設(以下「依頼工事施設」という。)では、工事請負約款第26条の規定において、「請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。」と定められていることから、工事の現場代理人は台風が通過等する前後に現場内及び周辺を巡回して必要な措置を講じるとともに、工事中施設の安全確認を行うものとする。(フロー3参照)

(1) 初期対応

- ア 依頼工事施設の現場代理人は、台風が通過等する前に、現場内の資材の飛散防止、仮囲い・ゲート等の強風対策及び現場内の大雨洪水対策を行うとともに、台風が去った後は現場内及び周辺の安全確認を行い、その結果を住宅営繕事務所営繕設備部建築第一課・建築第二課・電気設備課及び機械設備課の監督員(以下「監督員」という。監督員とは、神奈川県工事執行規則第12条に定めるものをいう。)へ報告する。
- イ 監督員は、依頼工事施設の現場代理人や近隣住民等からの通報の対応にあたる。
- ウ 監督員は、近隣住民等から直接通報を受けた場合には、その内容を当該工事中施設の現場代理人へ連絡する。
- エ 現場代理人は、近隣住民等からの通報又は監督員からの連絡を受けた場合には、被害状況に応じて必要な修繕等の対応を図る。
- オ 甚大な被害が生じた場合には、現場代理人は速やかに監督員へ報告し、連携をとりながら対応にあたる。

(2) 情報整理と被害報告

- ア 現場代理人は、台風が去った後速やかに依頼工事施設の被害状況をとりまとめ、監督員へ報告する。
- イ 建築第一課長・建築第二課長・電気設備課長及び機械設備課長は、速やかに全ての依頼工事施設の被害状況をとりまとめ、営繕設備部長へ報告する。
- ウ 営繕設備部長は、被害状況を住宅営繕事務所幹部及び営繕計画課副課長へ速やかに(被害状況の把握が深夜に及ぶ場合は朝8時00分までに)報告する。
- エ その他甚大な災害や事故等については、必要性を判断した上で県土整備局幹部へ報告する。また、必要に応じて工事依頼課へ報告する。